

馬越浄水場及び送水施設運営業務委託

事業者選定基準

令和 7 年 6 月

会津若松地方広域市町村圏整備組合

目 次

第1章 事業者選定基準の位置づけ	- 1 -
第2章 審査方式	- 1 -
1. 事業者選定の方式	- 1 -
2. 事業者選定の方法	- 1 -
第3章 優先交渉権者決定の手順	- 2 -
第4章 応募資格の審査	- 3 -
1. 応募資格の審査	- 3 -
第5章 提案内容の審査	- 3 -
1. 基礎審査	- 3 -
2. 総合評価	- 3 -
第6章 優先交渉権者等の決定	- 6 -
1. 優先交渉権者の決定	- 6 -
2. 審査結果の通知及び公表	- 6 -

馬越浄水場及び送水施設運営業務委託

事業者選定基準

第1章 事業者選定基準の位置づけ

本事業者選定基準は、会津若松地方広域市町村圏整備組合（以下「本組合」という。）が、馬越浄水場及び送水施設運営業務委託（以下「本委託」という。）を実施する事業者（以下「本事業者」という。）を決定するにあたり、事業者による提案を審査し、最も優れた提案を選定するための手順、方法、審査基準等を定めたものである。

第2章 審査方式

1. 事業者選定の方式

本委託の実施にあたっては、専門的な知識やノウハウ（運転・維持管理能力等）を有する事業者が必要となる。本事業者の選定にあたっては、事業者が提案する見積書の金額（以下「提案価格」という。）のほかに、提案価格以外の技術的な提案内容を評価する公募型プロポーザル方式を採用する。

2. 事業者選定の方法

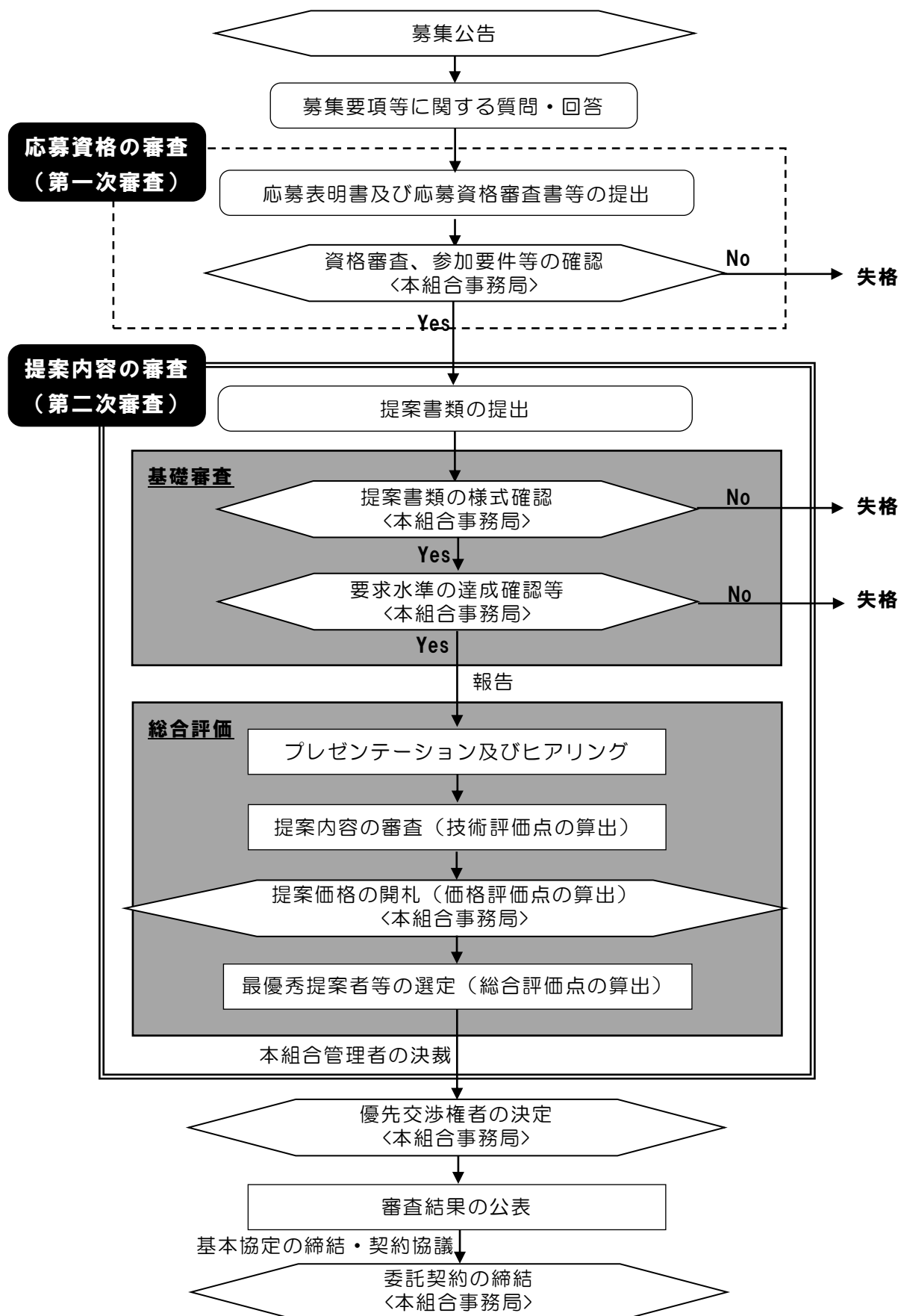
本事業者の選定は、応募資格の審査及び提案内容の審査により行う。

応募資格の審査は、本委託への応募を希望する者（以下「応募希望者」という。）の応募資格要件について、提案内容の審査は応募資格要件を満たした応募希望者（以下「応募者」という。）から提出された提案書等の提案書提出時の提出書類（以下「提案書類」という。）について審査を行う。

なお、本組合は、本事業者を公正かつ適正に選定するため、学識経験者及び関係行政機関職員から構成される「馬越浄水場及び送水施設運営に係る事業者選定委員会」（以下「本委員会」という。）を設置している。本委員会は応募者が提案した内容に対して、実績、提案内容の審査を行い、最も優れた提案を行った応募者を最優秀提案者に選定するとともにその他の順位を選定する。本組合は、本委員会の審査及び選定結果を踏まえて、本委託における優先交渉権者を決定する。

第3章 優先交渉権者決定の手順

優先交渉権者決定までの手順は、次に示すとおりである。



第4章 応募資格の審査

1. 応募資格の審査

本組合は、応募希望者から提出された応募表明書及び応募資格審査申請書等の応募資格審査申請時の提出書類を確認し、応募資格審査基準日（令和7年8月8日）において、応募資格要件を満たしていることを審査する。審査の結果、提出書類の不備又は応募資格要件を満たしていない応募希望者は失格とする。

本組合は、応募資格の審査結果を応募希望者又は応募希望者の代表企業に書面にて通知する。

第5章 提案内容の審査

1. 基礎審査

本組合は、応募者から提出された提案書類を確認し、提出書類が作成条件を満たしていること、提案内容が「要求水準書」に定めた本組合が求める要求水準との間に矛盾が生じていないことを審査する。審査の結果、提案書類が作成条件を満たしていない又は要求水準との間に矛盾が生じている応募者を失格とする。

本組合は、基礎審査の結果を応募者又は応募者の代表企業に書面にて通知するとともに、基礎審査に合格した応募者又は応募者の代表企業にプレゼンテーションの日程等を併せて書面にて通知する。

2. 総合評価

（1）プレゼンテーション及びヒアリング

本委員会は応募者（基礎審査に合格した応募者に限る。）から提案書に関するプレゼンテーションの実施を求め、プレゼンテーション実施後に、当該応募者に対しヒアリングを行う。プレゼンテーション等の概要は以下のとおりとする。

① 実施時期

令和7年11月10日

② 実施場所

会津若松地方広域市町村圏整備組合 用水供給課 3階 会議室
住所：福島県大沼郡会津美里町穂馬字宮ノ上乙1010番地

③ 出席者

出席者（説明者）は応募者当たり5名までとする。

また、受託水道業務技術管理者への配置を予定する者は必ず出席すること。

④ 実施時間

1者40分以内（プレゼンテーション20分以内、ヒアリング20分以内）とする。

なお、プレゼンテーションは上記の時間を超過した時点で説明を打ち切り、ヒアリングに移行する。

⑤ 使用機器

会場には、スクリーン、プロジェクター（VGAケーブル、HDMIケーブル含む。）を設置している。これら以外のプレゼンテーションに必要な機器は、応募者が用意すること。

⑥ その他

プレゼンテーション・ヒアリングは非公開で実施する。プレゼンテーションの実施にあたっては審査内容を把握しやすいように努め、説明は提案書に記載した内容に限り、追加資料の配布は認めない。

また、ヒアリングについても本委員会委員からの質問に対して、出席者は簡潔及び丁寧に回答すること。

（２）提案内容の審査（技術評価点の算出）

技術の評価においては、実績評価、提案評価として、応募者が提出した提案内容に対して次頁に記載した評価項目及び評価基準に基づき、本委員会が得点化（以下「技術評価点」という。）を実施する。

なお、技術評価点は配点化された評価項目ごとに本委員会委員が個別に得点化し、個別に得点化した合計の平均点を技術評価点として算出する。平均点は小数点以下第３位を四捨五入し、第２位まで求める。

（３）提案価格審査（価格評価点の算出）

本組合は、応募者が提案した金額（以下「提案価格」という。）が、見積上限額を超えていないことを確認し、次頁に記載した計算式に基づき得点化（以下「価格評価点」という。）を実施する。

なお、提案価格が見積上限額を超えている応募者は失格とする。

（４）総合評価点の算出

本委員会は応募者ごとに技術評価点及び価格評価点を合計し、総合評価点（130点満点）を算出する。

（５）最優秀提案者等の選定

本委員会は総合評価点が最も優れた提案を行った応募者を最優秀提案者に選定するとともにその他の順位を選定する。

なお、総合評価点が同点の場合は、技術評価点が優れた提案を行った応募者を上位として選定する。以上により優劣が決定できない場合は、くじ引きにより最優秀提案者を決定する。くじ引きは提案書を受付した順番とする。

【選定評価基準表】

評価項目			評価内容	評価基準	加算点	配点
実績 評価	1	業務管理 能力	直近 10 年において、募集要項の応募資格要件（P.7）に示す浄水場運転管理実績の内容について、本委託との類似性の有無を評価する。なお、下記の加点項目は同一浄水場における 5 箇年以上の履行実績とし、継続した複数の契約実績も認める。 ①水道法に基づく第三者委託である ②機械式脱水機による排水処理業務が含まれている ③浄水薬品（次亜塩素酸ナトリウム、苛性ソーダ、PAC、粉末活性炭）及び電力の調達管理が含まれている ④小規模修繕業務が含まれている	4 項目該当	12.00	12
				3 項目該当	9.00	
				2 項目該当	6.00	
				1 項目該当	3.00	
				上記以外	0.00	
				2	財務 能力	
	2 項目該当	4.00				
	1 項目該当	2.00				
	上記以外	0.00				
	3	品質管理 能力	ISO9001 及び 14001 以外に、労働安全衛生について継続的業務改善を行う社内システムの有無を評価する。 ①ISO45001（労働安全衛生マネジメントシステム）	認証取得有り	2.00	2
認証取得無し				0.00		
提案 評価	4	業務 実施方針	本委託の理解や業務実施の基本的な考え方等の提案について評価する。	特に優れている	5.00	5
				優れている	3.75	
				良好である	2.50	
				概ね良好である	1.25	
				上記以外	0.00	
	5	業務 実施体制	業務を実施するために必要な組織体制、人員配置計画（有資格者含む）等の提案について評価する。	特に優れている	15.00	15
				優れている	11.25	
				良好である	7.50	
				概ね良好である	3.75	
				上記以外	0.00	
	6	運転管理 計画	水量、水質、水圧管理について、適切かつ効果的な運転管理手法の提案について評価する。	特に優れている	20.00	20
				優れている	15.00	
				良好である	10.00	
				概ね良好である	5.00	
				上記以外	0.00	
	7	保守管理 計画	設備機能の維持を可能とする日常・定期点検等の保守管理手法の提案について評価する。	特に優れている	15.00	15
				優れている	11.25	
				良好である	7.50	
				概ね良好である	3.75	
				上記以外	0.00	
8	危機管理 計画	緊急時における組織的なバックアップ、各種事象に対する対応体制や訓練計画等の提案について評価する。	特に優れている	15.00	15	
			優れている	11.25		
			良好である	7.50		
			概ね良好である	3.75		
			上記以外	0.00		
9	労働 安全衛生 管理計画	労働災害を防ぐための労働安全衛生管理手法の提案について評価する。	特に優れている	5.00	5	
			優れている	3.75		
			良好である	2.50		
			概ね良好である	1.25		
			上記以外	0.00		
10	人材育成 計画	配置従事者の継続的な教育計画等の提案について評価する。	特に優れている	5.00	5	
			優れている	3.75		
			良好である	2.50		
			概ね良好である	1.25		
			上記以外	0.00		
価格 評価	11	提案価格	提案価格評価＝最低提案価格／当該応募者の提案価格×30 点			30
合計						130

第6章 優先交渉権者等の決定

1. 優先交渉権者の決定

本組合は、本委員会の審査及び選定の結果を踏まえて、本委託における優先交渉権者及びその順位を決定する。

ただし、本委託への応募者が1者のみであった場合は、優先交渉権者のみを決定する。

2. 審査結果の通知及び公表

本組合は、本委託における優先交渉権者及びその他の順位が決定した旨を応募者又は応募者の代表企業に書面にて通知するとともに、本組合のホームページで公表する。

なお、電話等による問い合わせには応じない。

また、優先交渉権者にならなかった応募者又は応募者の代表企業は、その理由について通知日の翌日から起算して7日以内に本組合へ書面にて説明を求めることができる。